

今月は悪質商法撲滅月間です



クリスマスや年末が近づくこれからの時期は、高齢者の年金支給などを狙った悪質業者の活動が活発になることが予測されます。

福岡県では、そのような悪質業者から未然に被害を防ぐため、12月を「悪質商法撲滅月間」と位置付けており、太宰府市においてもより一層消費者啓発活動を強化しております！

この機会に、みなさまのご家庭で身の回りの消費生活の安全・安心について見直してみませんか？

『悪質商法撲滅！啓発活動のお知らせ』

● 悪質商法撲滅！街頭啓発活動

【日時】平成28年12月15日（木）15:00～

【場所】いきいき情報センター入り口付近
ルミエール太宰府店出入り口付近

【内容】太宰府市消費生活センターの案内や悪質商法撲滅のための街頭啓発活動を行います。

● 悪質商法撲滅！パネル展示

【日時】平成28年12月1日（木）～12月15日（木）

【場所】市役所1階 市民ギャラリー

【内容】太宰府市消費生活センターの紹介や市内の相談事例などをパネルで展示しています。



太宰府市消費生活センター

日 時：毎週 月曜～金曜日
9:30～16:00

（正午～午後1時までは昼休み）

場 所：市役所2階 消費生活相談室

相談方法：お電話または面談

T E L：092-921-2121

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料相談窓口

日 時：毎月第3木曜日
13:00～16:00

場 所：市役所2階 201会議室

相談方法：面談での相談のみ

T E L：092-921-2121

※予約が必要です。

